

平成28年11月29日開会

# 平成28年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書



## 目 次

第 1 号	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第 2 号	平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	5
第 3 号	理容師法施行条例の一部改正について	7
第 4 号	美容師法施行条例の一部改正について	11
第 5 号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	15
第 6 号	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
第 7 号	徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の制定について	21
第 8 号	徳島県都市公園条例の一部改正について	23
第 9 号	徳島県住環境未来創造基金条例の制定について	25
第 10 号	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の制定について	27
第 11 号	徳島県港湾施設管理条例の一部改正について	45
第 12 号	不動産の処分について	47
第 13 号	動産の取得について	49
第 14 号	当せん金付証票の発売について	51
第 15 号	徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について	53
第 16 号	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について	55
第 17 号	徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について	57
報告第1号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	59
報告第2号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	61
報告第3号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	63
補正予算説明		

1	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書	67頁
(1)	歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書	67
1	総括	67
2	歳入	71
3	歳出	81
(2)	補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	95
(3)	補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	97
2	平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）説明書	99

## 第 1 号

## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

平成28年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,379,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ508,433,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 65,031,592	千円 820,615	千円 65,852,207
	2 国庫補助金	30,473,708	770,746	31,244,454
	3 委託金	1,700,870	49,869	1,750,739
10 財産収入		1,718,225	1,137,630	2,855,855
	2 財産売却収入	1,122,843	1,137,630	2,260,473

13 繰越金		6,336,932	77,955	6,414,887
	1 繰越金	6,336,932	77,955	6,414,887
14 諸収入		17,157,589	248,400	17,405,989
	8 雑収入	4,372,113	248,400	4,620,513
15 県債		62,054,000	95,000	62,149,000
	1 県債	62,054,000	95,000	62,149,000
歳入合計		506,053,665	2,379,600	508,433,265

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 30,904,364	千円 95,869	千円 31,000,233
	2 企画費	4,152,993	95,869	4,248,862
3 民生費		62,407,260	425,100	62,832,360
	1 社会福祉費	45,710,597	237,000	45,947,597
	2 児童福祉費	11,341,685	188,100	11,529,785
4 衛生費		26,811,967	9,801	26,821,768
	4 医薬費	8,512,896	9,801	8,522,697

6 農 林 水 産 業 費		35,775,194	681,200	36,456,394
	1 農 業 費	5,100,873	52,500	5,153,373
	2 園 芸 費	1,229,808	225,900	1,455,708
	5 林 業 費	13,154,090	402,800	13,556,890
7 商 工 費		63,790,003	30,000	63,820,003
	3 観 光 費	1,537,161	30,000	1,567,161
8 土 木 費		54,058,397	1,137,630	55,196,027
	6 住 宅 費	1,116,277	1,137,630	2,253,907
歳 出 合 計		506,053,665	2,379,600	508,433,265

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定	自 平成29年度 至 平成33年度	319,000千円
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定	自 平成29年度 至 平成33年度	143,340千円
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営協定	自 平成29年度 至 平成33年度	375,000千円

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
社会福祉事業	千円 3,000	千円 60,000
児童福祉事業	17,000	55,000
計	62,054,000	62,149,000



## 第 2 号

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	726,600千円	748,200千円
	阿南工業用水道改良工事	545,759千円	567,359千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額561,168千円」を「不足する額595,368千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,319千円及び過年度分損益勘定留保資金467,849千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,520千円、減債積立金188,000千円及び過年度分損益勘定留保資金310,848千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	900,003千円	9,000千円	909,003千円
第3項 補助金		9,000千円	9,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,461,171千円	43,200千円	1,504,371千円
第1項 建設改良費	1,272,359千円	43,200千円	1,315,559千円

平成28年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第三号

## 理容師法施行条例の一部改正について

理容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、当該理容所において頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（出張理容の届出）

**第五条** 出張理容（理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更が生じたとき、又は出張理容をやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張理容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

**第六条** 出張理容を行う者は、第二条各号に掲げるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- 一 作業に必要な数の布片及び器具を携行すること。
- 二 未消毒の器具と既消毒の器具とを区別して収めることができる容器を携行すること。

- 三 消毒薬及び消毒器具を携帯すること。
- 四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

(立入検査)

**第七条** 知事は、出張理容の衛生を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に、出張理容に使用する器具等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第九条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

**第八条** 知事は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 一 第五条第一項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、出張理容を行った場合
- 二 第五条第二項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- 三 出張理容を行う者が、前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出に係る理容所の構造設備については、同日以後最初に当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、改正後の第三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の第五条第一項の規定による届出に相当する届出をしている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

提案理由

理容所以外の場所で理容の業を行うことが増加している現状に鑑み、出張理容について規制を行うとともに、理容所における衛生の向上を図るため、理容所

について講ずべき衛生上必要な措置について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四号

## 美容師法施行条例の一部改正について

美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**美容師法施行条例の一部を改正する条例**

美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、当該美容所において頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（出張美容の届出）

**第五条** 出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更が生じたとき、又は出張美容をやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

**第六条** 出張美容を行う者は、第二条各号に掲げるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- 一 作業に必要な数の布片及び器具を携行すること。
- 二 未消毒の器具と既消毒の器具とを区別して収めることができる容器を携行すること。

- 三 消毒薬及び消毒器具を携帯すること。
- 四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

(立入検査)

**第七条** 知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に、出張美容に使用する器具等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第八条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

**第八条** 知事は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 一 第五条第一項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、出張美容を行った場合
  - 二 第五条第二項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
  - 三 出張美容を行う者が、前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定による届出に係る美容所の構造設備については、同日以後最初に当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、改正後の第三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の第五条第一項の規定による届出に相当する届出をしている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

提案理由

美容所以外の場所で美容の業を行うことが増加している現状に鑑み、出張美容について規制を行うとともに、美容所における衛生の向上を図るため、美容所



について講ずべき衛生上必要な措置について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第五号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の七項を加える。

- 十二 外国人に対する生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十三 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十四 徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十五 私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十六 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十七 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
  - 十八 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
- 別表第二中五の項を九の項とし、四の項を八の項とし、三の項を七の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 教育委員会	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
---------	---

四 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### 提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務並びに本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第二条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第三条** 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項から第五項までにおいて「新退職手当条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間による」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）による」と、「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新退職手当条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧退職手当条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新退職手当条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧退職手当条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新退職手当条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前に第二条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した同項に規定する職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に第三条の規定による改正前の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に第三条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第五項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十一条第八項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

#### 提案理由

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第七号

## 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の制定について

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第三項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人は、次の表に掲げる法人とする。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人グリーンバレー	名西郡神山町神領字中津一〇六番地
特定非営利活動法人「ふくろうの森」	鳴門市撫養町大桑島字蛭子山四九番地

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例に基づき指定の申出をした特定非営利活動法人が指定に係る基準に適合すると認められるため、当該特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人として指定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

### 徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第十四項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車、」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

#### 提案理由

道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として、新たに準中型自動車が設けられたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第九号

## 徳島県住環境未来創造基金条例の制定について

徳島県住環境未来創造基金条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県住環境未来創造基金条例

## (設置)

**第一条** 未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

## (管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

## (繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定の確保及び向上の促進に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十号

## 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の制定について

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条―第十条）

## 第二章 治水

## 第一節 河川等の整備及び維持管理（第十一条―第十八条）

## 第二節 浸水被害を防ぐ土地利用（第十九条―第二十八条）

## 第三節 河川に係る情報等の収集及び提供（第二十九条・第三十条）

## 第三章 利水（第三十一条―第四十四条）

## 第四章 水循環及び環境（第四十五条―第五十一条）

## 第五章 災害対応（第五十二条―第五十八条）

## 第六章 水教育（第五十九条―第六十四条）

## 第七章 罰則（第六十五条・第六十六条）

## 附則

生命の源である水は、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域に至る過程で、河川の流域を中心に循環し、人の生活や産業活動などとの深い関わりを築いてきた。県土の約四分の三を森林が占める本県では、その中を縫うように、大小の河川が縦横に流れ、これらの河川は、水を提供し、美しい環境を形づくり、人々

の心を癒やすなど、県民生活に欠かせない存在となっている。

しかし、吉野川流域では、豊かな水と流域一帯の肥沃な土壌が阿波藍をはじめとする文化を育んできたものの、高石垣や上げ舟などの各地に残る洪水遺跡が示すように、古来から浸水被害に苦しめられてきた。現在も、分水による利水が四国全体に大きな恩恵を与えている一方で、本県では浸水被害が繰り返されている。また、本県有数の穀倉地や工業地帯を有する那賀川流域でも、全国一の日降水量を記録するなどの厳しい自然環境ゆえに洪水はもとより、それに相反する渇水に、長年にわたって苦渋を味わうなど、水に関わる労苦の歴史が積み重ねられてきた。さらに、南海トラフを震源とする巨大地震及び中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧され、治水だけでなくあらゆる災害対応も課題となっている。

近年、人口構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの多様な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、更に深刻な洪水や渇水の発生が懸念されるなど、水問題は、まさに新しい局面を迎えており、川がもたらす甘苦に通じた本県ならではの新たな次元の水管理が求められている。

ここに、私たちは、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えの下、いかなる水災害にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命と財産を守るため、英知を結集した総合的な水管理に、総力を挙げて取り組むことを決意し、将来の世代に対する責務として、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、用水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水循環 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第二条第一項に規定する水循環をいう。
- 二 健全な水循環 水循環基本法第二条第二項に規定する健全な水循環をいう。
- 三 水管理 健全な水循環を実現するための水の管理をいう。
- 四 雨水出水 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。
- 五 水災害 洪水、雨水出水若しくは高潮（以下「洪水等」という。）又は津波による浸水被害及び少雨による渇水被害をいう。
- 六 水教育 水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性についての県民の理解と関心を深め、水に関わる労苦の歴史及び文化を次代に継承するために、家庭、学校、地域その他のあらゆる場において行われる水に関する教育及びこれに準ずる啓発活動をいう。



- 七 河川管理施設等 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理施設（以下「河川管理施設」という）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備及び海岸法（昭和三十二年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。
- 八 雨水貯留浸透施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、洪水又は雨水出水による浸水被害の防止を目的とするものをいう。
- 九 農業用水 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業により整備される農業用用水路により供給される水をいう。
- 十 水道用水 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。
- 十一 工業用水 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する工業用水をいう。
- 十二 用水利用者 農業用水、水道用水及び工業用水を利用する者をいう。
- 十三 水利使用者 河川法第二十三条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者及び同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいう。

（基本理念）

**第三条** 流域における水管理は、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯等を震源とする直下型地震並びに津波等の自然災害並びに人口減少及び少子高齢化等による著しい社会環境の変化に対して、県民の安全及び安心が確保できるよう、強靱な県土づくりを旨として行われなければならない。

- 2 流域における水管理は、先人の絶え間ない治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えの下、洪水等による浸水被害の防止を最優先として、県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できるよう行われなければならない。
- 3 流域における水管理は、水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性に対する理解と関心を深めるための水教育を推進し、県民、県、市町村その他の関係者が、それぞれの役割分担の下に流域全体で総合的かつ一体的に行われなければならない。

（県民の役割）

**第四条** 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から水災害に対する危機意識を持つて、自らの安全を自ら守るため、積極的に水災害対策（水災害を未然に防止し、及び水災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための対策をいう。以下同じ。）を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から水災害及び水災害対策に関する研修並びに水災害の発生を想定した訓練に積極的に参加し、水災害及び水災害対

策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、国、県、市町村その他の関係者が実施する水災害対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、基本理念にのっとり、水教育に積極的に参加することにより、水に関わる労苦の歴史及び文化並びに健全な水循環の重要性に対する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(用水利用者及び水利使用者の役割)

**第五条** 用水利用者及び水利使用者は、基本理念にのっとり、平常時から節水及び合理的な水の利用に努めるとともに、国、県、市町村その他の関係者が実施する水災害対策及び利水に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

**第六条** 県は、基本理念にのっとり、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、用水利用者、水利使用者、河川法第五十八条の八第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の河川協力団体、第四十二条第一項の利水サポート団体、水防団、市町村その他の関係者が実施する水管理を支援し、並びに関係者間の連携及び協力を推進するための体制の整備を図るものとする。

(流域水管理計画)

**第七条** 知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県の全域及び規則で定める流域ごとに、それぞれ、流域における水管理に関する計画(以下「流域水管理計画」という。)を定めるものとする。

2 流域水管理計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 流域における水管理に関する課題

二 流域における水管理に関する目標

三 前二号に掲げるもののほか、流域における水管理の推進に関し必要な事項

3 知事は、流域水管理計画を定めるに当たっては、県民、学識経験者、関係行政機関その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、流域水管理計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、流域水管理計画の変更について準用する。

(徳島県水防の日)

**第八条** 県民一人一人が、水防についての認識を深め、水防活動の一層の充実を図るため、徳島県水防の日を設ける。

2 徳島県水防の日は、六月五日とする。

3 県は、徳島県水防の日の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

**第九条** 県は、流域における水管理の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十条** 県は、流域における水管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 治水

### 第一節 河川等の整備及び維持管理

(河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理)

**第十一条** 県は、その管理する河川及び河川管理施設等について、次に掲げるところにより、整備及び維持管理を行うものとする。

- 一 河道の拡幅及び掘削、堤防の整備、洪水調節施設（一時的に洪水流量又は雨水の一部を貯留し、又は調節する施設をいう。以下同じ。）の設置等の対策を効果的に組み合わせて効率的に実施すること。
- 二 河川の流水を流下させる能力（以下「流下能力」という。）を著しく阻害する河川内の堆積土砂、樹木等の除去を適切に実施すること。
- 三 流下能力の不足のため、著しい浸水被害が発生した箇所については、再度災害を防止し、又は軽減するための対策を実施すること。
- 四 高潮、地震又は津波により相当な被害が想定される箇所については、計画的な整備及び適正な維持管理を実施すること。

(下水道の管理に係る支援等)

**第十二条** 県は、市町村が行う下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第五号に規定する都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うとともに、市町村と連携し、及び協力して、雨水出水による浸水被害を防止し、又は軽減するための対策に積極的に取り組むものとする。

(河川管理施設等の能力を上回る外力への対応)

**第十三条** 県は、その管理する河川管理施設等について、当該河川管理施設等の能力を上回る外力が加えられる場合があることを考慮し、当該場合においても、住民が避難時間を確保できるよう、必要な整備に努めるものとする。

2 県は、その管理する河川管理施設等について、地球温暖化に伴う気候変動等による外力の増大に対応した施設の改造その他の措置がより容易に行えるよう配慮した計画及び設計に努めるものとする。

(総合的な土砂の管理)

**第十四条** 県は、流域の土砂の管理について、国、市町村その他の関係者と連携して、総合的な土砂の管理計画を策定するとともに、必要に応じ、次に掲げる

ところにより取り組むものとする。

- 一 土砂の除去並びに除去した土砂の流通及び利用を図る対策を実施すること。
- 二 山地の荒廃及び急激な土砂の流出を防ぐ対策を実施すること。
- 三 河道、海岸<sup>で</sup>、江線等の変化の観測及び河川における土砂の動態の把握に努めること。
- 四 海岸の侵食を防ぐ対策を実施すること。

(県民との協働による維持管理)

**第十五条** 県は、その管理する河川及び河川管理施設の維持管理について、県民との協働により行う草木及び堆積土砂の除去等の活動を推進するものとする。

(河川管理施設等の計画的な維持管理等)

**第十六条** 県は、その管理する河川管理施設等について、施設の老朽化及び損傷等による機能の喪失を防ぐため、計画的に維持管理及び更新を実施するものとする。

- 2 県は、前項に規定する維持管理及び更新の実施に当たっては、国等が定める技術的な基準を満たすとともに、県民が必要とする施設能力の向上を図る機能の付加に努めるものとする。

(県以外の管理者への要請等)

**第十七条** 知事は、必要があると認める場合は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者に対して、基本理念にのっとり、第十一条、第十三条、第十五条及び前条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(河川管理施設等の機能の活用)

**第十八条** 県は、次に掲げるところにより、河川管理施設等の機能を最大限に活用できるよう努めるものとする。

- 一 県以外の排水施設及び洪水調節施設の管理者と浸水被害の防止又は軽減を図るための管理及び運用方法について一層の連携を行うこと。
- 二 排水ポンプ車の機動的で円滑な運用について、市町村その他の関係者と一層の連携を行うこと。

## 第二節 浸水被害を防ぐ土地利用

(浸水被害を防ぐ地域づくり)

**第十九条** 県は、市町村と連携して、洪水等及び津波による浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護することのできる地域づくりに努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する地域づくりが円滑に進むよう、必要に応じ、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画その他の土地利用に関する計画を活用するものとする。
- 3 土地の形質を変更する行為であつて規則で定めるもの（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、開発行為をしようとする土地の区域及びその周

辺の地域（以下「開発区域等」という。）における当該開発行為に起因する浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設又は排水路（以下「雨水貯留浸透施設等」という。）を設置し、及び当該雨水貯留浸透施設等の機能を維持するよう努めなければならない。

- 4 知事は、開発区域等における浸水被害を防止するため必要があると認めるときは、前項に規定する雨水貯留浸透施設等の設置又は機能の維持を行わない者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（浸水想定区域等における避難に係る計画の作成等）

**第二十条** 知事は、洪水等及び津波による浸水被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

一 水防法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設の所有者又は管理者 同法第十五条の三第一項の規定による計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

二 水防法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等の所有者又は管理者 同法第十五条の四第一項の規定による計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十一条第一項に規定する避難促進施設の所有者又は管理者 同項の規定による避難確保計画の作成

（用語）

**第二十一条** 次条から第二十七条まで及び第七章において使用する用語は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）で使用する用語の例による。

（災害危険区域の指定）

**第二十二条** 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害が発生するおそれのある区域における浸水被害を防止し、又は軽減するため、河川又は河川管理施設の整備を実施する場合において、これらの整備と併せて当該区域の一部を建築基準法第三十九条第一項の規定による災害危険区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、河川又は河川管理施設の整備、雨水の流出抑制その他の浸水被害の防止又は軽減を図るための措置に関する総合的な計画を策定し、指定をしようとする区域における想定浸水位（当該計画において定める降雨による洪水又は雨水出水により浸水した場合に想定される水位をいう。以下同じ。）を明らかにしなければならない。

- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、指定をするときは、当該指定の区域及び想定浸水位を告示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するとき

も、同様とする。

- 5 災害危険区域の指定及び廃止は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(河川等出水警戒区域における建築物の建築の制限)

**第二十三条** 河川等出水警戒区域(指定がなされた災害危険区域をいう。)において、次に掲げる用途に供する建築物の建築(同一敷地内の移転を除く。以下同じ。)をしようとする建築主は、当該建築物が次条各号のいずれかに適合するものであることについて、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める建築物については、この限りでない。

- 一 住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舎
- 二 児童福祉施設等(規則で定める施設を含む。)
- 三 旅館業法(昭和二十三年法律第百二十八号)第二条第一項に規定する旅館業の営業の用に供する施設
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 五 宿泊室を有する研修施設

- 2 指定の際現に当該災害危険区域に存する建築物(建築の工事中の建築物を含む。)の増築又は改築をしようとする場合においては、当該増築又は改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。

- 3 第一項の認定を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 建築しようとする建築物の敷地の位置及び地盤面の高さ(建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さをいう。以下同じ。)
- 三 建築しようとする建築物の構造
- 四 建築しようとする建築物の用途
- 五 建築しようとする建築物の敷地の想定浸水位
- 六 建築しようとする建築物の居室の位置及び床面の高さ
- 七 その他規則で定める事項

(認定の基準)

**第二十四条** 知事は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の認

定をしなければならない。

- 一 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さが想定浸水位より高い位置にあること。
  - 二 主要構造部（壁、柱及びびりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。）が鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他これらに類する構造であり、かつ、居室の床面の高さが想定浸水位より高い位置にあること。
  - 三 前二号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができる建築物として規則で定めるものであること。
- （認定の条件等）

**第二十五条** 知事は、洪水又は雨水出水による浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため必要があると認めるときは、第二十三条第一項の認定に条件を付することができる。

- 2 知事は、第二十三条第一項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。
  - 3 前項の認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。
- （変更の認定等）

**第二十六条** 第二十三条第一項の認定を受けた建築主は、当該認定に係る建築物について同条第三項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を変更して、当該建築物の建築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、知事の認定を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が同条第一項各号に掲げる用途に供する建築物以外のものとなるとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第二十三条第一項の認定を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 3 第二十三条第三項及び前二条の規定は、第一項の認定について準用する。
- （認定の取消し等）

**第二十七条** 知事は、第二十三条第一項各号に掲げる用途に供する建築物の建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項若しくは前条第一項の認定を取り消し、若しくは当該認定に付した条件を変更し、又は当該建築主に対して、当該建築物の建築の工事の停止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第二十三条第一項又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第二十三条第一項又は前条第一項の認定に付した条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

（雨水の浸透及び保持等に係る機能の維持）

**第二十八条** 農地、森林等を所有し、又は使用収益する権原を有する者は、その土地が有する雨水を浸透させ、及び保持する機能の保全に努めるものとする。

- 2 県は、農地、森林その他の雨水を浸透させ、及び保持する機能を有する土地並びに当該機能の保全のために必要な事項を明らかにするものとする。
- 3 県は、流域における生態系の有する洪水等及び津波による浸水被害を防止し、又は軽減する機能が持続的に発揮されるよう、生態系の保全及び再生に資する必要な支援に努めるものとする。

### 第三節 河川に係る情報等の収集及び提供

#### (情報基盤の整備)

**第二十九条** 県は、水災害による被害を防止し、又は軽減するため、県が管理する河川の水位、降雨量の状況、関係するダムの貯水位その他の必要な情報を収集し、国、市町村、県民その他の関係者に提供するものとする。

- 2 県は、前項に規定する情報の収集及び提供に当たっては、情報通信の技術の利用その他の迅速かつ的確な方法により行うものとし、必要な施設及び設備の整備及び維持管理に努めるものとする。

#### (事前防災行動計画等の情報提供)

**第三十条** 県は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、必要に応じ、当該場合において国、県、市町村、県民その他の関係者がとるべき行動を明らかにした計画（以下「事前防災行動計画」という。）が策定されるよう、国、市町村等と連携協力して取り組むものとする。

- 2 県は、事前防災行動計画が策定されたときは、その内容を県民に情報提供するものとする。
- 3 県民は、事前防災行動計画にのっとり、適切に行動するよう努めるものとする。
- 4 県は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、水防法第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域を、県民に情報提供するものとする。
- 5 県は、水防法第十五条第三項の規定により市町村長が行う印刷物の配布その他の措置が円滑に実施されるよう、必要な協力を行うものとする。

### 第三章 利水

#### (貯留機能の維持及び向上)

**第三十一条** 県は、その管理するダムについて、安定的な水の供給に資するため、貯留機能を維持し、及び向上させるための必要な対策を講ずるものとする。

この場合において、治水機能を有するダムにあつては、治水機能を確保した上で、当該対策を講じなければならない。

#### (水利用の現状の検証等)



**第三十二条** 県は、その管理するダムについて、ダム完成後の社会経済情勢の変化を勘案し、必要に応じ、水利用の現状を検証するとともに、その結果に基づき、利水に関する計画の見直しを行うよう努めるものとする。

(堆積土砂に係る総合的な対策)

**第三十三条** 県は、その管理するダムについて、ダムの貯水池内の堆積土砂の除去に加え、当該貯水池の上流に位置する県が管理する河川内の堆積土砂の除去を含めた堆積土砂に係る総合的な対策を講ずるよう努めるものとする。

(県以外の管理者への要請等)

**第三十四条** 知事は、必要があると認める場合は、県以外のダムの管理者に対して、基本理念にのっとり、前三条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(堰堤の活用)

**第三十五条** 県は、その管理する砂防堰堤及び治山堰堤の構造及び機能に支障のない範囲内において、当該堰堤に貯留されている流水の利用に努めるとともに、水利使用者（新たに水利使用者になろうとする者を含む。第四十一条において同じ。）に対して堰堤に係る流水の適正な活用に関する助言その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(農業用水施設における適正な水の管理等)

**第三十六条** 農業用水施設（農業用水を供給する施設をいう。以下同じ。）を管理する者は、その管理する施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて水の利用が適正に行われるよう努めるものとする。

2 県は、安定的かつ効率的な農業用水の利用に資するため、農業用水施設を適正に保全するための施策を講ずるものとする。

(水道事業者に対する支援)

**第三十七条** 県は、安定的かつ効率的な水道用水の利用に資するため、水道法第三条第五項に規定する水道事業者に対し、水道施設（同条第八項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）を適正に保全するための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(工業用水施設における適正な水の管理等)

**第三十八条** 工業用水施設（工業用水を供給する施設をいう。以下同じ。）を管理する者は、その管理する施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて水の利用が適正に行われるよう努めるものとする。

2 県は、安定的かつ効率的な工業用水の利用に資するため、工業用水施設を適正に保全するための施策を講ずるものとする。

(指導)

**第三十九条** 知事は、農業用水施設、水道施設又は工業用水施設のうち、水利使用者（河川法第八十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）

の規定により同法第二十三条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の登録を受けたものとみなされる者を除く。）が設置した流路を形成する工作物（農地、水道施設の浄水場又は工場に至るまでの間に限る。）について、損傷等の異常を発見した場合は、当該工作物の管理者に対し、適切な措置を講ずるよう指導することができる。

（再生水等の利用）

**第四十条** 県、県民及び事業者は、再生水（ろ過、化学処理等を行うことにより再利用できるようにした水をいう。）、雨水、地下水及び湧水（以下「再生水等」という。）が貴重な水資源であることを認識した上で、再生水等の利用に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、再生水等の利用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（流水の活用）

**第四十一条** 県及び水利使用者は、地域に存するエネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、多様な流水を活用する取組の実施に努めるものとする。

（利水サポート団体）

**第四十二条** 知事は、国、県及び市町村と連携して、次に掲げる活動を行う法人その他これに準ずるものを、利水サポート団体として認定することができる。

- 一 国、県及び市町村が行う節水及び渇水対策への協力
  - 二 節水及び渇水対策に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
  - 三 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供
  - 四 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する調査研究
  - 五 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する知識の普及啓発
- 2 前項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（渇水時の被害軽減対策）

**第四十三条** 県は、異常な渇水が発生したとき、又はその発生が予測されるときは、水利使用者の間で円滑に水利使用の調整が行われるよう、関係する河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）と連携の上、必要な支援に努めるものとする。

2 県は、関係する市町村、水利使用者及び前条第一項の利水サポート団体と連携し、異常な渇水に対応できるよう、必要な情報を速やかに提供するものとする。

3 県は、異常な渇水が発生したときは、関係する市町村、水利使用者及び前条第一項の利水サポート団体の協力を得て、渇水による河川環境への影響及び県

民への被害を最小化するために必要な施策の実施に努めるものとする。

- 4 水利使用者及び県民は、異常な渇水に備えるため、平常時から節水並びに代替水源及び備蓄水の確保に努めるものとする。

(事前渇水行動計画)

**第四十四条** 県は、異常な渇水による被害を最小限度にとどめるため、規則で定めるダムの貯水率に応じて県が講ずべき対策並びに水利使用者及び県民がとるべき行動を明らかにした計画（以下「事前渇水行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、事前渇水行動計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係する河川管理者、市町村及び水利使用者との調整を図るものとする。
- 3 県は、事前渇水行動計画を策定したときは、その内容を県民に情報提供するものとする。
- 4 水利使用者及び県民は、事前渇水行動計画にのっとり、適切に行動するよう努めるものとする。

#### 第四章 水循環及び環境

(涵養機能の維持及び向上)

**第四十五条** 県は、次に掲げるところにより、水の涵養機能の維持及び向上を図るものとする。

- 一 森林の有する水源の涵養の機能を持続的に発揮させるため、森林について現状を把握し、整備及び保全を推進するとともに、県民が組織する団体等による森林の整備及び保全に関する活動を支援すること。
- 二 農地の有する地下水の涵養の機能を効果的に発揮させるため、農地の整備及び保全に関する活動を支援すること。
- 三 県が管理する河川において、河川からの地下水の涵養の促進に資する整備を行うこと。

(水質の保全等)

**第四十六条** 県は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域及び地下水の水質（以下「公共用水域等の水質」という。）の保全及び改善に資するため、同法第十六条第一項に規定する測定計画に基づき、公共用水域等の水質の状態について継続的な監視を行うものとする。

- 2 県は、市町村と連携して、公共用水域等の水質に対する生活排水及び農業排水（農地から排出し、又は浸透する水をいう。）による汚濁の負荷の低減に資する施策の実施に努めるものとする。

(水循環の把握)

**第四十七条** 県は、健全な水循環に資する各種の施策を効果的に推進するため、河川の流況及び水利用の状況並びに県が定める観測地点における地下水の状況を定期的に調査することにより、水循環の状況の把握に努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する調査により把握した水循環の状況を公表し、県民との情報共有に努めるものとする。

(流域環境の保全等)

**第四十八条** 県は、その管理する河川及び河川管理施設等の整備及び維持管理に当たっては、健全な水循環の維持又は回復並びに流域全体を視野に入れた生態系の保全及び再生に努めるものとする。

(先導的な技術の研究開発)

**第四十九条** 県は、健全な水循環の維持又は回復に資する先導的な技術の研究開発を促進するため、その管理する河川及び河川管理施設等において、事業者及び大学その他の研究機関が実施する水循環に関する取組であつて、地域における課題の解決に資するものに対する支援その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

(水量の確保及び水辺の整備等)

**第五十条** 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民等が河川と親しみ、及び共生するために欠かせない河川の水量の確保に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、観光及びスポーツの振興等に資する水辺の整備並びに自然と共生する水辺の環境の創出に努めるものとする。

3 県は、前項に規定する水辺の整備及び水辺の環境の創出に当たっては、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が水辺を利用しやすい構造となるよう努めるものとする。

(県以外の管理者等への要請等)

**第五十一条** 知事は、良好な河川環境を保全し、及び形成するため必要があると認める場合は、県以外の河川及び河川管理施設等の管理者等に対して、基本理念のつとり、前条の規定に準じた措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

## 第五章 災害対応

(市町村への技術支援等)

**第五十二条** 県は、市町村長が的確に避難の勧告等を行うことができるよう、洪水等又は津波による浸水被害の発生時か否かを問わず、市町村に対する情報の提供、技術的な助言、連携体制の構築その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、洪水等又は津波による大規模な浸水被害が発生し、市町村の浸水被害への対応能力が著しく低下した場合又はそのおそれがある場合には、当該市町村に対して、排水ポンプ車による排水その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(水防体制の強化等)

**第五十三条** 県は、市町村その他の関係者と連携して、水防活動の拠点の整備及び水防資材の備蓄並びに水防活動の拠点及び水防資材の適切な維持管理に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、水防団員等の水防技術の習得及び向上を図るために必要な支援を行い、水防団の強化に努めるものとする。

- 3 県は、国、市町村、水防団、流域住民その他の関係者と連携して、水防活動の拠点等を活用した水防訓練を実施し、水防体制の強化に努めるものとする。
- 4 県は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう平常時から備えるものとする。

(放置艇の解消)

**第五十四条** 県は、洪水等又は津波による浸水被害の発生時における被害の拡大を防止するため、放置艇（正当な権原に基づかず、継続的に係留等がされている船舶をいう。）を解消するための計画を策定し、その解消に努めるものとする。

(河川管理施設等の事前復旧計画等)

**第五十五条** 県は、その管理する排水施設その他の重要な河川管理施設等及びダムが被災した場合には、速やかにその機能の復旧又は代替する機能の確保ができるよう、これらの施設の前復旧計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、その管理する河川について、著しい流木等の漂着により、その流下能力が阻害された場合には、速やかに流下能力を回復させることができるよう、流木等の除去計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(震災時等の水資源を確保するための対策の強化)

**第五十六条** 第三十九条に規定する流路を形成する工作物の管理者は、当該工作物の強化に努めるとともに、当該工作物が被災した場合に備え、早期復旧を可能とする資機材の備蓄、相互応援体制の構築並びに代替水源及び備蓄水の確保に努めるものとする。

- 2 県は、震災等により、長期間にわたって用水の取水及び送水の機能が失われないうよう、第三十九条に規定する流路を形成する工作物の管理者に対し、事前防災及び減災に係る対策について技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(震災時等の水の融通の円滑化)

**第五十七条** 県は、震災等により用水の取水又は送水の機能に支障が生じたときは、水利使用者の間で円滑に水利使用の調整が行われるよう、関係する河川管理者と連携の上、必要な支援に努めるものとする。

(震災時等の河川等の活用)

**第五十八条** 県は、震災等の発生時において、その管理する河川管理施設を避難場所及び救援物資等の置場等に活用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、震災等の発生時において、避難並びに救援に必要な資材及び人員の輸送に利用する経路を確保するため、その管理する河川及び河川管理施設を避難路及び緊急輸送路として活用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 水教育

(地域における課題を踏まえた水教育の推進)

**第五十九条** 県は、市町村その他の関係者と連携し、次に掲げる事項を基本として、地域における課題を踏まえた水教育の推進に努めるものとする。

- 一 治水及び利水の歴史並びに水に関わる文化に対する県民の理解と関心を深め、水に関わる労苦の歴史及び文化を次代に継承すること。
- 二 健全な水循環の重要性に対する県民の理解と関心を深め、健全な水循環の維持又は回復に資すること。
- 三 河川環境及び流域の自然環境に対する県民の理解と関心を深め、その保全及び再生に資すること。
- 四 平常時から水災害に備え、水災害の発生時には適切に対処することができるよう、水災害及び水災害対策に関する知識を普及すること。

(学校における水教育)

**第六十条** 県は、次代の社会を担う子供が、水に親しむとともに、治水及び利水の歴史、水に関わる文化、健全な水循環の重要性等についての理解と関心を深め、さらに、水に関わる労苦の歴史及び文化を未来に引き継げるよう、学校における水教育の推進に努めるものとする。

(水教育を推進する環境の整備)

**第六十一条** 県は、県民が容易に水教育を受けることができるよう、水教育に関する教材を作成し、その効果的な提供に努めるものとする。

- 2 県は、水に関わる歴史及び文化の遺産並びに河川の整備事例等を整理し、水教育の推進に活用するよう努めるものとする。

(水に関する行事等を通じた水教育)

**第六十二条** 県は、第八条第三項に規定する行事、水循環基本法第十条第三項に規定する事業その他水に関する催し(以下「水に関する行事等」という。)を積極的に実施し、又は活用することにより、水教育の推進に努めるものとする。

(流域における交流の促進)

**第六十三条** 県は、治水及び利水の機能その他のダム及び森林の恩恵について、県民が理解を深めることができるよう、上流の水源地域の住民と下流の地域の住民との交流をはじめとする流域内の住民の交流の機会の確保に努めるものとする。

(水教育の展開)

**第六十四条** 県は、県民との連携及び協働の下に、県の全域において水教育が展開されるよう努めるものとする。

- 2 県は、水教育及び水に関する行事等を実施するに当たっては、全ての県民が参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

## 第七章 罰則

**第六十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項又は第二十六条第一項(建築基準法第八十七条第二項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項又は第二十六条第一項の認定を受けた者

三 第二十五条第三項（第二十六条第三項において準用する場合を含む。）（建築基準法第八十七条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者

四 第二十七条（建築基準法第八十七条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

**第六十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（建築基準法施行条例の一部改正）

2 建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は」の下に「、別に定めるもののほか」を加える。

第四条中「災害危険区域内」を「災害危険区域（徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第二十三条第一項に規定する河川等出水警戒区域を除く。）内」に改める。

#### 提案理由

地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第十一号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

荷役機 械	ガント						
	リーク レーン	—	一基	三十分	二六、〇〇〇	—	
	リーチ スタッ カー	—	一台	三十分	三、四〇〇	—	
	トツプ リフタ	—	一台	三十分	二、六〇〇	—	

を

荷役機 械	ガント						
	リーク レーン	—	一基	三十分	二六、〇〇〇	—	
	リーチ スタッ カー	—	一台	三十分	三、四〇〇	—	

カー						
----	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の三その二の注第一項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車、」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、別表第二の二の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている駐車場の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。

### 提案理由

道路交通法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 12 号

## 不動産の処分について

次のとおり県有地を売払いする。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市大原町余慶	1 番 1	宅地	32,360 <sup>m<sup>2</sup></sup> 14

2 売 払 予 定 価 格 551,550,000円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島市大原町大神子19番地

医療法人 道志社

理 事 長 福 本 常 雄

## 提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 13 号

## 動 産 の 取 得 に つ い て

航空消防防災体制を整備するため、次の動産を取得する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |   |   |   |                      |
|---|---|---|---|----------------------|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具 |
| 2 | 取 | 得 | 予 | 定                    |
|   |   |   | 価 | 格                    |
|   |   |   |   | 76,040,056円          |
| 3 | 取 | 得 | の | 相                    |
|   |   |   | 手 | 方                    |
|   |   |   |   | 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 |
|   |   |   |   | 川崎重工業株式会社            |
|   |   |   |   | 代表取締役 金花芳則           |

## 提案理由

動産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 14 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，平成29年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

発売総額    10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 第 15 号

## 徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立人権教育啓発推進センター                             |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南沖洲二丁目1番45-6-102号<br>特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで                      |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 16 号

## 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷                              |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地<br>徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理運営業務参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで                   |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 17 号

## 徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                             |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立牟岐少年自然の家                |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3<br>岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで     |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団 地 名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		竜 王	平成27年4月1日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	489,000 円	平成27年7月1日から 平成28年9月30日まで	平成28年10月27日
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い			

				家屋明け渡し及び連帯保証による家賃の支払い			
--	--	--	--	-----------------------	--	--	--



## 報告第2号

## 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	27,204 <sup>円</sup>	平成27年4月2日	徳島市地内	平成28年10月28日
徳島市所在 1法人	56,250	平成27年8月25日	徳島市地内	平成28年10月28日
徳島市在住 1名 同 所在 1法人	2,151,034	平成27年9月29日	小松島市地内	平成28年10月28日
徳島市所在 1法人	10,800	平成28年4月4日	徳島市地内	平成28年10月28日
徳島市在住 1名	43,610	平成28年4月18日	徳島市地内	平成28年10月28日
徳島市在住 1名 大阪府大阪市所在 1法人	156,291	平成28年4月21日	徳島市地内	平成28年10月28日
大阪府大阪市在住 1名	190,640	平成28年6月28日	海部郡牟岐町地内	平成28年10月28日

板野郡板野町所在 1 法人	279,032	平成28年 7 月11日	徳島市地内	平成28年10月28日
阿南市在住 1 名	583,794	平成28年 1 月10日	阿南市地内	平成28年10月31日
阿南市在住 1 名	5,281	平成28年 8 月25日	徳島市地内	平成28年10月31日

## 報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬郡つるぎ町在住 1名	338,696 <sup>円</sup>	平成28年2月29日	美馬市地内 (国道492号)	平成28年10月27日
鳴門市在住 1名	337,234	平成28年3月28日	鳴門市地内 (県道鳴門公園線)	平成28年10月27日
海部郡美波町在住 1名	350,000	平成28年6月12日	海部郡美波町地内 (県道日和佐小野線)	平成28年10月27日
徳島市所在 1法人	179,000	平成28年7月6日	阿南市地内 (県道阿南相生線)	平成28年10月27日
三好市在住 1名	391,000	平成28年7月10日	三好市地内 (県道西祖谷山山城線)	平成28年10月27日
那賀郡那賀町在住 1名	131,000	平成28年7月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年10月27日
那賀郡那賀町在住 1名	157,000	平成28年7月25日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年10月27日

那賀郡那賀町所在 1 法人	71,000	平成28年 8 月17日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成28年10月27日
---------------	--------	--------------	----------------------	-------------

# 補 正 予 算 説 明 書



## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地方消費税清算金	27,610,407	—	27,610,407	—
03 地方譲与税	12,500,000	—	12,500,000	—
04 地方特例交付金	135,000	—	135,000	—
05 地方交付税	143,200,000	—	143,200,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	965,309	—	965,309	—
08 使用料及び手数料	6,315,712	—	6,315,712	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	65,031,592	820,615	65,852,207	71
10 財産収入	1,718,225	1,137,630	2,855,855	73
11 寄附金	823,150	—	823,150	—
12 繰入金	84,415,749	—	84,415,749	—
13 繰越金	6,336,932	77,955	6,414,887	75
14 諸収入	17,157,589	248,400	17,405,989	77
15 県債	62,054,000	95,000	62,149,000	79
歳入合計	506,053,665	2,379,600	508,433,265	—



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	977,578	—	977,578				—	
02 総 務 費	30,904,364	95,869	31,000,233	72,869			23,000	81
03 民 生 費	62,407,260	425,100	62,832,360	305,145	95,000		24,955	83
04 衛 生 費	26,811,967	9,801	26,821,768	9,801				85
05 労 働 費	5,653,471	—	5,653,471					—
06 農 林 水 産 業 費	35,775,194	681,200	36,456,394	432,800		248,400		87
07 商 工 費	63,790,003	30,000	63,820,003				30,000	91
08 土 木 費	54,058,397	1,137,630	55,196,027			1,137,630		93
09 警 察 費	21,290,502	—	21,290,502					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,713,569	—	86,713,569					—
11 災害復旧費	10,357,588	—	10,357,588					—
12 公債費	78,063,348	—	78,063,348					—
13 諸支出金	29,100,424	—	29,100,424					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 77,955	△77,955	—
歳出合計	506,053,665	2,379,600	508,433,265	820,615	95,000	1,463,985	0	—

## 2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
01 総務費国庫補助金	559,744	23,000	582,744	02 国庫補助費金	23,000	地方創生の深化のための新型交付金 (1/2)	11,000
						地方創生加速化交付金 (定額)	12,000
02 民生費国庫補助金	1,493,619	305,145	1,798,764	01 社会福祉費金	158,000	社会福祉施設等施設整備事業費 (2/3)	158,000
				02 児童福祉費金	147,145	児童福祉事業対策費 (2/3)	29,400
						保育対策等促進費 (9/10)	117,745
03 衛生費国庫補助金	1,604,009	9,801	1,613,810	04 医国庫補助費金	9,801	医療施設耐震整備事業費 (10/10)	9,801
05 農林水産業費国庫補助金	10,277,641	432,800	10,710,441	01 農国庫補助費金	30,000	農村振興対策費 (10/10)	30,000
				02 園芸国庫補助費金	1,300	安全安心農産物推進費 (定額)	1,300
				05 林国庫補助費金	401,500	合板・製材生産性強化対策事業費 (定額)	401,500
計	30,473,708	770,746	31,244,454				

## (項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	716,136	49,869	766,005	02 企画費委託金	49,869	地方振興対策調査費 49,869
計	1,700,870	49,869	1,750,739			

(款) 10 財 産 収 入

(項) 02 財 産 売 払 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 不 動 産 売 払 収 入	959,100	1,137,630	2,096,730	01 不動産売払収入	1,137,630	土地家屋売払  住宅課  1,137,630
計	1,122,843	1,137,630	2,260,473			



(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	6,336,932	77,955	6,414,887	01 繰越金	77,955	
計	6,336,932	77,955	6,414,887			





(款) 14 諸 収 入  
(項) 08 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 雑 入	4,362,093	248,400	4,610,493	10 農林水産業試験 調査委託金	24,400	
				50 雑 入	224,000	産地パワーアップ事業費 224,000
計	4,372,113	248,400	4,620,513			



(款) 15 県 債  
 (項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民 生 債	20,000	95,000	115,000	01 社会福祉費債	57,000	社会福祉施設整備事業費 57,000
				02 児童福祉費債	38,000	児童福祉施設整備事業費 2,000 一時保護所費 36,000
計	62,054,000	95,000	62,149,000			



## 3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 企画総務費	1,549,883	49,869	1,599,752	49,869				01 報 酬	6,960	1 企画調整費         49,869
								08 報 償 費	764	
								09 旅 費	6,240	
								11 需 用 費	7,343	
								12 役 務 費	1,943	
								13 委 託 料	5,359	
								14 使用料及び 賃借料	14,780	
								16 原 材 料 費	6,480	
02 計画調査費	1,154,721	46,000	1,200,721	23,000			23,000	09 旅 費	500	1 地方創生の深化のための支援費 22,000  2 地方創生加速化支援費 とくしまマラソン実行委員会負担金 24,000
								11 需 用 費	700	
								12 役 務 費	300	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
								13 委託料	20,500	
								19 負担金、補助 及び交付金	24,000	
計	4,152,993	95,869	4,248,862	72,869			23,000			

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 障がい者 福祉費	6,012,920	60,000	6,072,920	40,000			20,000	19 負担金、補助 及び交付金	60,000	1 社会福祉施設整備事業費 社会福祉施設等施設整備事業費補助金 60,000
06 社会福祉 施設費	333,998	177,000	510,998	118,000	57,000		2,000	19 負担金、補助 及び交付金	177,000	1 社会福祉施設整備事業費 隣保館整備事業費補助金 177,000
計	45,710,597	237,000	45,947,597	158,000	57,000		22,000			

## (項) 02 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 児童福祉 総務費	4,726,557	180,000	4,906,557	141,745	36,000		2,255	15 工事請負費	60,000	1 保育事業振興費		
								19 負担金、補助 及び交付金	120,000	保育対策総合支援費補助金 120,000		
										2 一時保護所費 60,000		
04 児童福祉 施設費	942,807	8,100	950,907	5,400	2,000		700	19 負担金、補助 及び交付金	8,100	1 児童福祉施設整備事業費 児童養護施設等防犯対策強化事業費補助金 8,100		
計	11,341,685	188,100	11,529,785	147,145	38,000		2,955					



(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 医 務 費	7,372,817	9,801	7,382,618	9,801				19 負担金、補助 及び交付金	9,801	1 医療衛生費 医療施設耐震整備事業費補助金 9,801
計	8,512,896	9,801	8,522,697	9,801						



(款) 06 農林水産業費

(項) 01 農業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 農業総務費	4,130,769	43,200	4,173,969	30,000		諸収入 13,200		09 旅 費	500	1 農林水産総合技術支援センター企画調整費 13,200 共同研究機関負担金 12,587 事務費 613 2 農村振興対策費 担い手確保・経営強化支援費補助金 30,000		
								11 需 用 費	100			
								14 使用料及び 賃 借 料	13			
								19 負担金、補助 及び交付金	42,587			
09 農業研究費	29,855	9,300	39,155			諸収入 9,300		09 旅 費	800	1 受託試験研究費 9,300		
								11 需 用 費	4,500			
								13 委 託 料	900			
								18 備品購入費	3,100			
計	5,100,873	52,500	5,153,373	30,000		22,500						

## (項) 02 園 芸 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 園芸振興費	929,401	225,300	1,154,701	1,300		諸収入 224,000		11 需用費 1,080	1 農業生産総合対策等事業費 事業費補助金 224,000	
								14 使用料及び 賃借料 220	2 安全安心農産物推進費 1,300	
								19 負担金、補助 及び交付金 224,000		
03 果樹研究費	889	600	1,489			諸収入 600		09 旅 費 120	1 試験研究費 600	
								11 需用費 480		
計	1,229,808	225,900	1,455,708	1,300		224,600				

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
02 林業振興費 指導費	3,844,713	401,500	4,246,213	401,500				07 賃 金	50	1 林業力倍增基盤整備促進事業費 事業費補助金 事務費	401,500 400,500 1,000
								09 旅 費	350		
								11 需 用 費	350		
								12 役 務 費	100		
								14 使用料及び 賃借料	150		
								19 負担金、補助 及び交付金	400,500		
07 森林林業費 研究費	17,308	1,300	18,608			諸収入 1,300		08 報 償 費	113	1 試験研究費	1,300
								09 旅 費	587		
								11 需 用 費	600		
計	13,154,090	402,800	13,556,890	401,500							



(款) 07 商 工 費

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,537,161	30,000	1,567,161				30,000	19 負担金、補助 及び交付金	30,000	1 観光交流推進費 とくしまマラソン実行委員会負担金 30,000
計	1,537,161	30,000	1,567,161				30,000			





(款) 08 土 木 費

(項) 06 住 宅 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 住宅管理費	438,425	1,137,630	1,576,055			財収 1,137,630		25 積立金	1,137,630	1 住環境未来創造基金積立金 1,137,630
計	1,116,277	1,137,630	2,253,907			1,137,630				



補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立人権教育啓発推進センターの 管理運営協定	千円 319,000		千円	自 平成29年度 至 平成33年度	千円 319,000	千円	千円	千円	千円 319,000
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営 協定	143,340			自 平成29年度 至 平成33年度	143,340			1,565	141,775
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営 協定	375,000			自 平成29年度 至 平成33年度	375,000				375,000



## 補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 523,914,967	千円 43,921,000	千円 95,000	千円 44,016,000	千円 45,381,339	千円 45,381,339	千円 522,454,628	千円 95,000	千円 522,549,628	
(6) 民 生 労 働	3,465,826	38,000	95,000	133,000	165,310	165,310	3,338,516	95,000	3,433,516	
合 計	864,731,085	69,620,000	95,000	69,715,000	65,767,250	65,767,250	868,583,835	95,000	868,678,835	



## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）説明書

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

## 収 入

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			900,003	9,000	909,003	
	3 補 助 金			9,000	9,000	
		1 補 助 金		9,000	9,000	

## 支 出

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			1,461,171	43,200	1,504,371	
	1 建 設 改 良 費		1,272,359	43,200	1,315,559	
		1 改 良 費	1,272,359	43,200	1,315,559	





## 平成28年度徳島県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	65,114
減価償却費	353,130
固定資産除却損	7,447
長期前受金戻入額	△58,171
退職給付引当金の増加	24,190
賞与引当金の増加	389
法定福利費引当金の増加	43
修繕引当金の減少	△29,543
受取利息及び配当金	△1,312
支払利息及び企業債取扱諸費	35,916
未収金・未収収益の増加	△70,243
未払金・未払費用の減少	△85,111
小計	241,849
利息及び配当金の受取額	1,312
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△35,916
業務活動によるキャッシュ・フロー	207,245

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△1,621,969
有形固定資産の売却による収入	3

国庫補助金等による収入	9,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,612,966
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△188,812
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	900,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	711,188
資金減少額	△694,533
資金期首残高	2,730,760
資金期末残高	2,036,227

## 平成28年度徳島県工業用水道事業予定貸借対照表

(単位 千円)

(平成 29 年 3 月 31 日)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		272,497
ロ 建 物	1,145,070	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△689,139</u>	455,931
ハ 構 築 物	11,387,764	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△5,487,678</u>	5,900,086
ニ 機 械 装 置	3,373,682	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,444,866</u>	928,816
ホ 車 両 運 搬 具	38,373	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△23,961</u>	14,412
ヘ 船 舶	379	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△360</u>	19
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	64,763	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△48,221</u>	16,542
チ 事 業 外 固 定 資 産		175
リ 建 設 仮 勘 定		<u>386,148</u>

有形固定資産合計

7,974,626

## (2) 無 形 固 定 資 産

イ 施設利用権	212,088		
ロ 電話加入権	<u>292</u>		
無形固定資産合計		212,380	
(3) 投資その他の資産			
イ その他投資	<u>71</u>		
投資その他の資産合計		<u>71</u>	
固定資産合計			8,187,077
2 流動資産			
(1) 現金預金		2,036,227	
(2) 未収金	174,389		
貸倒引当金	<u>△1,182</u>	173,207	
(3) 貯蔵品		<u>36,600</u>	
流動資産合計			<u>2,246,034</u>
資産合計			<u><u>10,433,111</u></u>

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>696,520</u>		
企業債合計		696,520	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	1,800,000		

ロ その他の長期借入金	200,000		
他会計借入金合計		2,000,000	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	55,256		
ロ 修繕引当金	447,487		
引当金合計		502,743	
固定負債合計			3,199,263
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	195,993		
企業債合計		195,993	
(2) 未払金		25,000	
(3) 未払費用		1,552	
(4) 前受金		123	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	10,182		
ロ 法定福利費引当金	1,967		
引当金合計		12,149	
流動負債合計			234,817
5 繰延収益			
長期前受金		3,055,770	
収益化累計額		△1,795,055	

繰延収益合計			<u>1,260,715</u>
負債合計			4,694,795
	資本の部		
6 資本金			4,617,500
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	3,699		
ロ 国庫補助金	41,222		
ハ 工事負担金	<u>65,587</u>		
資本剰余金合計		110,508	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,010,308</u>		
利益剰余金合計		<u>1,010,308</u>	
剰余金合計			<u>1,120,816</u>
資本合計			<u>5,738,316</u>
負債資本合計			<u><u>10,433,111</u></u>

## 注 記

## 1 重要な会計方針に係る事項

地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

## (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 徳島県企業局財務規程第67条の規定により、移動平均法による。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## イ 有形固定資産

減価償却の方法

定額法による。

主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 8～58年

機械及び装置 9～17年

器具及び備品 4～15年

## ロ 無形固定資産

減価償却の方法

定額法による。

## (3) 引当金の計上方法

## イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時の差異159,494千円については、平成26年度から15年にわたり、均等額を費用処理している。

## ロ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月

から3月までの4か月分)を計上している。

#### ハ 修繕引当金

旧地方公営企業会計の基準に基づき計上されていた修繕費用の支出に備えるための引当金について、改定後の地方公営企業会計基準に基づき経過措置を適用している。今後、旧地方公営企業法の基準に基づき、所要額を取崩し、その残額を計上することとしている。

#### ニ 貸倒引当金

長期にわたり未収となっている水道料金及びその延滞金を欠損処理する場合に備え、未収金相当額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 セグメント情報の開示

#### (1) 報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、吉野川北岸工業用水道事業及び阿南工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、この2つを報告セグメントとしている。

#### (2) 報告セグメントの営業収益等

当年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	吉野川北岸 工業用水道事業	阿南工業用水道事業	合 計
	千円	千円	千円
営業収益	601,473	461,297	1,062,770
営業費用	682,540	352,270	1,034,810
営業損益	△81,067	109,027	27,960
経常損益	△50,573	115,687	65,114



セグメント資産	5,812,768	4,620,343	10,433,111
セグメント負債	2,243,054	2,451,741	4,694,795
その他の項目			
他会計繰入金	947	306	1,253
減価償却費	195,467	157,663	353,130
特別利益			
特別損失			
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	904,102	717,867	1,621,969

### 3 減損損失

#### (1) グルーピングの方法

工業用水道事業に使用している固定資産については、吉野川北岸工業用水道事業及び阿南工業用水道事業ごとにキャッシュ・フローを生成していることから、この2つを資産グループとしている。

ただし、所定の役割を終え、使用を停止した資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っている。

#### (2) 減損の兆候について

当年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

用 途	資 産 の 種 類	所 在 地
吉野川北岸工業用水道事業	土 地	板野郡北島町北村字大開3番2

用 途	資 産 の 種 類	所 在 地
阿南工業用水道事業	土 地	阿南市宝田町日の本201番4

(3) 減損損失の認識及び測定について

当年度において、上記資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を計上していない。

4 その他

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費を支給（支出）するため、賞与引当金9,792千円及び法定福利費引当金1,924千円を使用する。

(2) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、修繕費用として29,543千円を支出するため、修繕引当金29,543千円を使用する。



